

## 拒絶理由対応、登録（権利化）

審査請求を行うと、特許庁の審査官による実体審査が行われます。実体審査では、出願した発明が「特許を受けるための要件」をすべて満たしているかどうか審査されます。

ほとんどの場合、審査官は拒絶理由を発見し、出願人（愛知学院）に対して拒絶の理由を通知します。これを受け、拒絶理由の内容を精査した上で、審査官に対し「意見書」（拒絶理由に反対する意見を記した書類）や「手続補正書」（拒絶理由を解消するため、特許請求の範囲等を修正した書類）を提出します。

以上のやり取りを行い（場合によっては複数回行うこともあります）、最終的に審査官が「拒絶理由は解消された」と判断した場合、特許査定が行われます。特許庁から謄本が届くため、発明審査委員会での承認後、謄本送達日から30日以内に所定の特許料（登録料）を納付する必要があります。納付後、設定登録が行われて正式に特許権が認められます。なお、特許料は初回に1～3年分をまとめて納付する必要があり、4年目以降は出願人の判断に委ねられています。（1年分のみ納付してもよいし、5年分をまとめて納付してもよい。）

拒絶理由通知に対して何も対応しなかった場合や、意見書等を複数回提出しても拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に「拒絶査定」となり特許権が付与されません。（不服の申し立ては可能です。）